

「財政健全経営に係る基本的考え方」の答申がありました

市では、23年度～27年度を計画期間とする第4次
行政改革基本方針・向アクションプランに基づき、
民間活力の活用、定員管理・給与の適正化、行政の
合理化・簡素化など、さまざまな行政改革に取り
組んでまいりました。このような状況にあって、28年度
以降の次期計画である「財政健全経営計画」を策定
するため、学識経験者・公募市民など10人の委員か
ら構成される「財政健全経営検討会議」を設置し、
昨年5月から計6回の検討を経て、昨年11月11日に
市長に対し「財政健全経営に係る基本的考え方」の
答申(以下、「答申」)がありました。

今後、「この答申を踏まえ、市民の皆さんからの意
見聴取や市民意見交換会などを経て、27年3月まで
に、市としての財政健全経営に係る基本的考え方を
取りまとめていきます。

今号では、答申の概要をお知らせします。
詳しくは行政管理課☎470・7704へ。

市の現状など

(1) 市政を取り巻く現状と課題

市の財政状況は、少子高齢化の進行などにより非常に厳しく、25年度決算を見ると扶助費は、この5年間で37億4700万円増加し約1・5倍になっていきます。扶助費の増加への対応の一つとしては、これまで団塊世代の大量退職を背景に退職者不補充を原則に、指定管理者制度の導入や保育園の民営化、小学校給食調理業務の委託化などの行政改革を推進し人件費を減少させて補ってまいりましたが、退職者数も限定され、このようなことができない状況です(右下図1参照)。

(2) 財政収支の状況・予測など

人口推移については、65歳以上の人口割合は年々増加する一方で、14歳以下の年少人口や15歳～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。今後は、総人口が若干下がることと予測される中で、平成32年に

は高齢化率が31・8%まで上昇し、生産年齢人口が減少することが予測されます(下表1参照)。

市の財政状況は、少子高齢化などによる扶助費などの増加に加え、今後の課題として公共施設の老朽化対策にも対応していく必要があります。

(3) 市民満足度調査の結果

昨年5月に実施した市民満足度調査からは、子ども・防災に関する施策の市民ニーズが高い結果が出ています。

図1 過去5カ年の性質別歳出決算額の推移

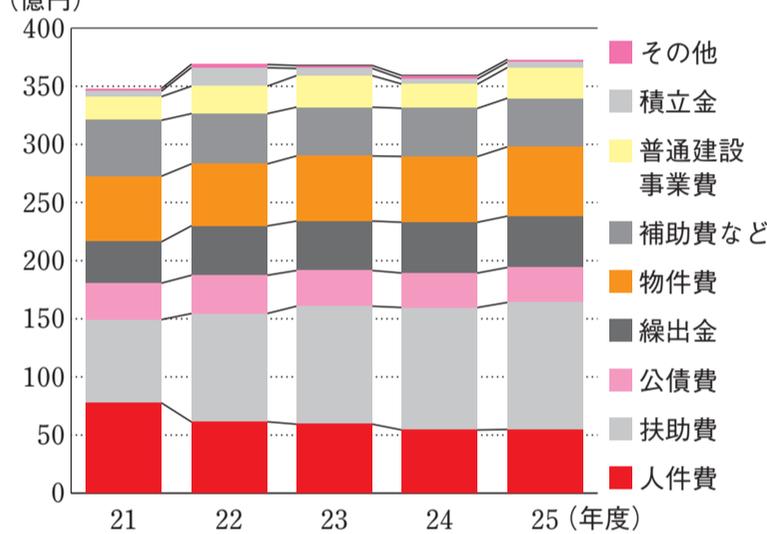


表1 本市の将来人口

| | 基準人口 | | 推計人口 | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 |
| 総計 | 11万5,330人 | 11万6,749人 | 11万7,095人 | 11万5,985人 |
| 年齢階層別人口 | 0歳～14歳 | 1万5,482人 | 1万4,862人 | 1万3,692人 |
| | 15歳～64歳 | 7万7,227人 | 7万3,277人 | 6万9,167人 |
| | 65歳以上 | 2万2,621人 | 2万8,610人 | 3万4,236人 |
| | (参考)75歳以上 | 8,150人 | 1万2,169人 | 1万6,554人 |
| 年齢構成比 | 0歳～14歳 | 13.4% | 12.7% | 11.7% |
| | 15歳～64歳 | 67.0% | 62.8% | 59.1% |
| | 65歳以上 | 19.6% | 24.5% | 29.2% |
| | (参考)75歳以上 | 7.1% | 10.4% | 14.1% |

財政運営の基本目標

(1) 財政調整基金の水準・運用に関する目標

現状などII市長は、財政調整基金の水準および運用について、①財政調整基金の経常的20億円の確保を目指す②財政調整基金は経常経費に投入しない市政運営を目指すとしています。

提言II(ア)財政調整基金の積立額は、標準財政規模の10%相当を基準とし、経常的に20億円を確保するとともに、財政指標の改善を目指し、適正に管理していくことが必要です。

①経常収支比率率などの基礎的財政指標や財政健全化法に

(2) 基礎的財政収支を通じた財政規律の保持

係る4指標は、経年変動の把握に努めるべきです(ウ)公会計制度については、国からも地方公会計(新公会計制度)の整備促進に向けての考えが示される中で、検討していく必要があります。

(3) 基礎的財政収支を通じた財政規律の保持

現状などII市では、地方債現在高の縮減に向けて、臨時財政対策債を含めて新規借入額が償還額を上回らないとする基礎的財政収支の保持に努めています。市長は、次年度予算編成に向けて、基礎的財政収支を通じた財政規律の保持に努めていくとしています。

提言II(ア)臨時財政対策債を

できるような取り組みをすべきです(ウ)一定程度の地方債現在高の減少を条件に、企業等誘導や公共施設マネジメントに係る事業への事業債発行は可能と考えます。

市政運営の基本方針

市政運営の文の

(1) 地方自治の本旨と市政運営の責任

市政は、憲法第92条に規定する地方自治の本旨(住民自治、団体自治)に基づいて行われます。住民や団体の意思による市政が声高に叫ばれますが、その意思による結果が不利益になった場合には、住民や団体が責任を負わなければならないことは忘れがちです。これまでは自治体の財政破綻(悪化)に対して、国の支援と歳出の削減努力で乗り切ることができましたが、今後は国の支援が困難になると予想されます。自治体財政が悪化し、負担増・サービス低下が始まり、転居が容易な者が当該自治体から離脱し、転居できない者が残されるといった事態ならぬよう早期に取り組みることが重要です。

(2) 行政評価手法の強化促進

現状などII市では、市民視点

点に立った成果重視の行政運営を実現し、説明責任を果たすため、事務事業評価を実施しています。しかし、行政評価制度(施策評価表・事務事業評価表)が行政改革ツールとして機能を果たしていない部分もあり、再構築が課題となっています。

提言II(ア)行政評価を行政改革ツールとして活用するために、評価の仕組みを再構築するべきです(イ)外部評価は、行政評価制度の中に位置付けるべきです(ウ)説明責任を負うのは担当所管であり、事務事業の評価および今後の方向性を示していく必要があります。

(3) 職員が生き生きと働ける職場づくり

(1) 市政運営・経営の担い手としての職員育成

現状などII市職員の育成は、団塊世代の退職に伴った影響もある中で急務となっています。

提言II(ア)行政運営の担い手は市職員であり、職員自身が優先順位と目標を定め、仕事をマネジメントできることが必要です。管理職には、部下への業務配分・健康管理・信頼される評価者としての役割が求められます。今後「人事評価制度」の取り組みの中などで、職員の経営能力を育成していくことなどが重要で(イ)行政改革などの推進主体も職員であり、職員の達成感なども高められ、給料などでも適正評価を受けるようにすべきです(ウ)民間活力の導入が進むと、契約関係を通じて外部主体へのマネジメントが必要となります。民事法務などの習熟も求められ(イ)職員が能力を發揮し市民サービスへ貢献できるように働き方への改革や職場環境の



答申に関する市民意見交換会などを実施します

財政健全経営検討会議から委員長・公募市民委員、市担当者が出席し、答申内容についての概要説明および市民との意見交換を行います。

ご意見などは、今後「財政健全経営に係る基本的考え方」を市が取りまとめる上で参考とさせていただきます。

【日時】 1月25日(日) 午前9時半から

【会場】 市民プラザホール

【定員】 先着80人
当日直接会場へ。

(2) 給与の適正化

現状などII市では、給料表の東京都表への移行、地域手当の見直し、各種手当の適正化などに取り組んでいます。

現在の職員給与は26市中最低位で、地域手当も最低の10%です。ただし、総務省が示す級地区分は5級地6%となっています。この級地区分は、さまざまな制度にも活用されており、地域格差を生じさせ、大きな課題となっています。

提言II(ア)人事評価制度は、努力し成果を上げた者が報われる制度とするべきです(イ)級地区分については、診療報酬などにも影響するため、「中核的な都市を基準としない、労働市場が共通の都市の一体性」について研究を進めるべきです。

(3) 定員管理の適正化

現状などII市では、民間活力の活用を推進し、原則として退職者不補充、任用替えなどにより、定員管理に努めています。これまでの取り組みで、9年度に1019人であった職員数は、26年度には597人まで減少しています。

提言II(ア)給与や定員削減を通じて人件費適正化には限界があり、職員のモチベーション低下や人材確保もままならない状況が予想されます。負のスパイラルに陥らないように努めていく必要があります(イ)定員管理に当たっては、年齢構成の平準化に取り組むべきです(ウ)民間に行政サービスを委ねる場合、民間主体に対するモニタリング体制を構築する必要がある(イ)庁内業務において無駄がないかを徹底的に検証し、業務改善や効率化を考えた上で、適正な定員管理を考慮する必要があります。

(2)面へ続く

